

◇大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

- 1 保育所等への入所措置に係る徴収金の月額を改定することにしました。
- 2 保育所等への入所措置に係る徴収金の月額の算定方法を改めることにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、令和6年9月1日から施行することにしました。

(こども青少年局幼保施策部幼保企画課)